

作成年月：平成16年8月
担当課室名：貿易振興課
安全保障貿易管理課
決裁者：西塔 雅彦
赤津 光一郎

平成17年度 事前評価書

施策名	貿易振興施策
1. 施策の目的	(○問題と考える現状をどういう状態にしたいのか。 ○施策が何を対象として、何を達成しようとするものなのか。)
【輸出振興・輸入円滑化】 我が国の比較優位分野、輸出潜在可能性がある分野について、海外市場への販路開拓支援等により輸出を振興するとともに、輸入を円滑化し、資材の最適調達による競争力強化、国内市場の活性化・多様化、消費者の商品選択機会の増大等を促す。 これにより、我が国企業が日本市場を含むグローバルな事業活動が展開できる環境を整備するとともに、消費生活の高度化を促す。 【輸出管理】 輸出管理先進国である我が国のイニシアチブにより、国際貿易全般において重要な役割を占めるアジア地域の政府担当者等に対し、輸出管理に関するセミナー等を行うことにより、アジア各国の輸出管理制度の整備及び管理体制の強化等徹底を促す。	
2. 施策の必要性	(○国民や社会のニーズ、○より上位の行政目的に照らした妥当性、○公益性・市場の失敗、○官民の役割分担、○国と地方の役割分担、○民営化・外部委託の可否、○緊要性の有無、○他の類似施策、○廃止・休止の可否<継続>)
<背景> 【輸出振興・輸入円滑化】 1990年代半ば以降日本の世界貿易輸入に占めるシェアはほぼ横這い傾向になっており、依然黒字が続いている一方、世界貿易輸出に占める日本のシェアは低下している。このため、国際ルールにのっとった国際経済と調和のある発展を促進することが求められている。 【輸出管理】 国際的な平和及び安全は、我が国の対外経済活動の大前提である。9・11米国同時多発テロ事件等が世界経済に与えたマイナスの影響は記憶に新しいところ。特に米国において炭疽菌を用いたテロ事件が起こる等、大量破壊兵器の使用の現実性を改めて認識させられ、テロリストによる大量破壊兵器関連貨物・技術の調達を防ぐため輸出管理の抜本的な強化の必要性が国際的に議論されている。 また、昨年5月に強制捜査にいたった、北朝鮮によるタイ経由迂回調達事案に見られるように、近年、第三国を経由する等手口が巧妙化しつつあり、厳格な輸出管理を実施するためには我が国企業の取組みの強化や諸外国との連携を図ることも不可欠となっている。	

<行政関与の必要性>

【輸出振興・輸入円滑化】

我が国の比較優位分野、輸出潜在可能性がある分野について、海外市場への販路開拓支援等により輸出を振興するとともに、輸入を円滑化し、資材の最適調達による競争力強化、国内市場の活性化・多様化、消費者の商品選択機会の増大等を促す。

これにより、我が国企業が日本市場を含むグローバルな事業活動が展開できる環境を整備するとともに、消費生活の高度化を促す。

【輸出管理】

9・11米国同時多発テロ以降、フィリピンのアブサヤフ等アジア地域においてもテロリスト又はこれを支援するグループの存在が明らかとなっている。また、上記のとおり、アジア地域は経済発展により、工業製品の供給能力が高まると同時に、中継貿易地点としての働きが高まっており、アジア地域において厳格な輸出管理制度の整備・実施の重要性が国際的に認識されている。

特にアジア地域への輸出管理に係るアウトリーチ活動は、アジアにおける輸出管理先進国である我が国に大きな期待が寄せられているところ、国は、我が国企業の同地域への販路拡大・事業展開を支援するという観点から、同地域の輸出管理の実効性の向上に資する取組を行う必要がある（行政関与の必要性のうち「経済安全保障」）。

また、一昨年4月にキャッチ・オール規制を強化する等、規制の高度化が進んでいるところ、輸出管理に関する体制整備が遅れがちな中小企業において厳正な輸出管理を徹底するためには、国が積極的に働きかけ、意識向上や制度理解の手助けを行う必要がある。

3. 施策の概要、目標、指標、モニタリング方法、達成時期、評価時期、外部要因など

（○コスト、○これまで達成された効果、今後見込まれる効果、○効果の発現が見込まれる時期、○目標達成状況に影響しうる外部要因等）

(0) 施策全体

目標(目指す結果、効果)；

【輸出振興】

我が国の比較優位分野、輸出潜在可能性がある分野について、海外市場への販路開拓支援等により輸出を振興する。

【輸入円滑化】

輸入を円滑化し、資材の最適調達による競争力強化、国内市場の活性化・多様化、消費者の商品選択機会の増大等を促す。

【輸出管理】

アジア地域における実効ある輸出管理制度の整備、実施の強化を促し、もって中小企業の当該地域への販路拡大及び事業展開を支援する。

指標；

- ・CS(顧客満足度)
- ・展示会・商談会・セミナー等の開催件数、参加者(来場者)数
- ・展示商談会等における成約件数、成約金額
- ・参加者(来場者)の評価、理解度

施策の概要；

【輸出振興】

高い技術や独自のアイデアを持っている事業者による海外市場の開拓に向けた努力を積極的に支援する等、輸出関連相談から個別商談のマッチングまで、輸出を巡る様々なニーズに即した支援等により、輸出を振興する。

【輸入円滑化】

消費者等に対する輸入関連情報の提供、地方自治体等による輸入展示商談会等への支援等により、輸入を円滑化する。

【輸出管理】

輸出管理先進国である我が国のイニシアチブにより、国際貿易全般において重要な役割を占めるアジア地域の政府担当者等に対し、輸出管理に関するセミナー等を行うことにより、アジア各国の輸出管理制度の整備及び管理体制の強化等徹底を促す。

目標達成時期 ; -

事後評価時期 ; 平成17年度

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項; -

【輸出振興】**(1) 中小企業等の輸出支援 (予算: 補助事業)**

担当課: 通商政策課

説明; 我が国中小企業の海外への販路開拓を促進するため、輸出意欲の高い分野や、輸出競争力があると見込まれるものの積極的な取り組みがなされていない分野に対し、輸出支援事業を重点的に行う。(補助率: 定額、2/3、1/2、1/3)

目標(目指す結果、効果); 我が国中小企業の海外への販路開拓を促進するため、輸出意欲の高い分野や、輸出競争力があると見込まれるものの積極的な取り組みがなされていない分野に対し、輸出支援事業を重点的に行い、利用者の満足度の向上を目指す。

指標;

< 定量的指標 >	目標	14年度	15年度
○ 成果指標			
・CS(顧客満足度)	4段階評価 で上位2つ の評価を 得る割合: 7割	85%	92%
・商談件数[件]	9,305	6,966	25,064
(うち輸出有望案件・発掘支援事業によるもの)	(1,170)	(-)	(-)
(うち小規模事業者海外販路開拓支援事業によるもの)	(135)	(-)	(-)
(うち上記2事業以外の事業によるもの)	(8,000)	(6,966)	(25,064)
○ 活動指標			
・展示会・商談会開催件数[件]	30	23	26
・展示会・商談会開催参加者[人]	2000000	776,284	2797246

・展示会・商談会開催出展者数[人]	400	228	470
・調査件数[件]	20	6	12
○ 参考指標 ・展示会成約件数	2,000	1,520	2,000

< 定性的評価 >

・相談者の評価

・コーディネーター利用者の評価

・展示会出展者の評価

・ミッション参加者の評価

モニタリング方法: 毎年、アンケート調査等により把握。

目標達成時期: 平成17年度

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連:

日本貿易振興機構は平成15年10月をもって独立行政法人化

科学技術関係経費の対象か否か；非対象

環境保全経費の対象か否か；非対象

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	事業実施主体		主な対象者
昭和59年度	平成19年度	独立行政法人日本貿易振興機構		我が国企業
H17FY要求額	H16FY予算額	H15FY予算額	総予算額(実績)	総執行額(実績)
			(平成11-15年度)	(平成11-15年度)
1,568,457[千円]	911,928[千円]	388,713[千円]	949,104[千円]	540,931[千円]

予算費目名： < 一般会計 >

(項) 中小企業対策費

(目) 中小企業連携・技術等支援事業費補助金

(目細) 中小企業海外展開等支援事業費補助金のうち

 中小企業海外展開支援情報提供事業

 中小企業商品海外調査

 中小企業海外展開支援コーディネーターリテイン事業

 中小企業海外展示会事業

 輸出有望案件発掘・支援事業

 小規模事業者海外販路開拓支援事業

【輸入円滑化】

(2-1) 地域輸入促進事業(FAZ) 担当課:貿易振興課

○ 輸入関連事業者集積促進事業費補助金 (FAZ補助金)

説明; FAZ計画を作成した地方公共団体(都道府県又は政令指定都市)が実施する地域レベルでの輸入促進及び対内直接投資の円滑化のためのソフト事業に必要な経費を補助率1 / 2以内で支援する。

目標; 地域輸入促進計画(FAZ計画)を作成し、かつ国の同意を得た各地方自治体が実施する輸入の促進に寄与する事業を支援する予算措置を講じ、輸入促進及び対内直接投資の円滑化を図ることにより、地方における海外の製品や事業者等に接する機会及び輸入や投資に関連した事業機会を増大させる等各計画を実現する。

具体的には、指標に掲げる各目標設定スペックの増大・改善を図る。

指標

定量指標> / (平成15年度実績)

・展示商談会事業における成約件数、成約金額、入場者数

成約件数 1,090件、成約金額 19.4億円、入場者数 6.8万人

・ミッション受入れ事業の受入れ人数、国数、ミッションの訪問企業数

受入れ人数 15名、国数 6ヶ国、訪問企業数 10社

モニタリング方法

・四半期毎に各地方経済局を通じて(ア)FAZをめぐる主な動き、(イ)FAZ施設の整備・運営状況、(ウ)施設整備主体の事業運営状況、(エ)特定集積地区の動向等の動き、について報告を受け、それを整理することにより把握。

・事業終了後に関係する自治体より、(ア)シンポジウム参加者数等、(イ)自治体が展示商談会出展者等を対象に行った具体的なビジネスの成約状況等についてのアンケート調査結果等の報告を受け、それを整理することにより把握。

目標達成時期; 平成17年度

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	事業実施主体	主な対象者	
平成8年度	平成17年度	FAZ対象の地方自治体	輸入関連事業者 等	
H17FY要求額	H16FY予算額	H15FY予算額	総予算額 (H8FY～H16FY)	総執行額 (H8FY～H15FY)
72,698 [千円]	128,787 [千円]	160,848 [千円]	3,210,438 [千円]	2,237,497[千円]

予算費目名: < 補助金 >

(項)経済産業本省

(大事項) 貿易の円滑化に必要な経費

(中事項)特別総合製品輸入拡充強化

(目)輸入関連事業者集積促進事業費補助金

(2-2) 地域の国際化による地域経済活性化の支援事業(予算:補助事業)

担当課:通商政策課

説明; 我が国地域経済の一層の活性化・国際化を図るため、内外特定地域間の国際産業交流を推進するとともに、地域の枠を越えた広域圏における国際産業交流を支援する。また、海外企業等との連携を支援するほか、国内の見本市を育成するために、各種施策を日本貿易振興機構で行う(補助率:100%)。

目標(目指す結果、効果); 本事業において、我が国地域の経済活性化等を目指す。

指標;

成果指標	目 標	14FY	15FY
・CS(顧客満足度)	4段階評価で上位2つの評価を得る割合:7割	82%	94%
活動指標			
・セミナー・シンポジウム等開催件数	49件	45件	193件
・セミナー・シンポジウム等参加者数	1,320名	1,859名	9,339名

・展示会・商談会開催件数	11件	9件	9件
・展示会・商談会参加者数	120,000名	156,877名	148,633名
・展示会・商談会出展者数	130名	124名	28名
・招へいミッション等受入件数	18件	17件	60件
・招へいミッション等受入企業数	32社	32社	26社

モニタリング方法； 毎年、アンケート調査等により把握。

目標達成時期； 平成17年度

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連：

日本貿易振興機構は平成15年10月をもって独立行政法人化

科学技術関係経費の対象か否か；非対象

環境保全経費の対象か否か；非対象

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	事業実施主体	主な対象者	
平成8年度	平成19年度	(独法)日本貿易振興機構	我が国中小企業、地方自治体等	
H17FY要求額	H16FY予算額	H15FY予算額	総予算額(実績)	総執行額(実績)
			(平成11-15年度)	(平成11-15年度)
712,331[千円]	714,750 [千円]	833,449[千円]	3,842,656[千円]	3,193,140[千円]

予算費目名：< 一般会計 >

(項) 中小企業対策費

(目) 中小企業提携・技術等支援事業費補助金

(目細) 中小企業海外展開等支援事業費補助金のうち

地域経済・中小企業国際化推進事業

ベンチャー国際化支援ネットワーク事業、

国際見本市育成事業

(2-3) 対日貿易円滑化事業

担当課：貿易振興課

(補助事業者の団体名変更に伴い事業名を、製品輸入促進協会事業から対日投資円滑化事業に変更した。新団体名：対日貿易投資交流促進協会)

○情報センター運営費(予算：補助事業) (補助率：定額)

説明； 情報センターのスペースを借上げ、常設の情報提供コーナーとして海外製品のサンプル・カタログを一堂に展示するとともに、パンフレット等の資料を提供する。

目標； 海外製品や制度、事情に関する情報提供を行うことにより、一般消費者、福祉・介護サービス事業者等の商品選択の機会を増大させる。

指標 (15年度実績、()内は14年度実績)

情報センターへの来場者数は、15年度 6,420人(14年度 5,236人)。

モニタリング方法

情報センターへの来場者の相談内容に対応した情報の提供を図るとともに、来場者数、相談件数等活動状況についてモニタリングを行う。

目標達成時期； 平成18年度

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	事業実施主体	主な対象者
------	------	--------	-------

平成14年度	平成18年度	(財)対日貿易投資交流促進協会	輸入業者、消費者	
H17FY要求額	H16FY予算額	H15FY予算額	総予算額	総執行額
51,206[千円]	114,156[千円]	267,695[千円]	433,057 [千円]	381,851[千円]

予算費目名：

- (項) 経済産業本省
- (大事項) 貿易の円滑化等に必要な経費
- (中事項) 特別総合製品輸入拡充強化
- (目) 海外経済交流等事業費補助金
- (目細) 対日貿易円滑化事業費補助金

○ **情報提供事業(予算:補助事業)** (補助率:定額)

説明; 我が国の一般消費者及び企業向けに外国製品を紹介し、対日輸出に関心のある外国企業向けに日本市場を紹介するなど、パンフレットを作成・配布する。また、外国製品の輸入取扱いで新たな活路を求める中小事業者に対して、海外取引先の紹介及び小口輸入の実務等の相談に応じるほか、小口輸入のノウハウを紹介する研修会(セミナー)・相談会を開催する。

目標; 一般消費者、福祉・介護サービス事業者等の商品選択の機会を増大させる。また、外国企業等に対し、輸出先としての日本市場を紹介する。さらに、小口輸入に関する情報提供およびセミナーを行うことにより、個人、中小事業者の輸入製品を活用した事業活動の活性化・起業・創業に資する。

指標 (15年度実績、()内は14年度実績)

- ・小口個人輸入の相談件数については、15年度4,059件(14年度 2,293件)
- ・福祉の相談件数については、15年度 2,120件(14年度 2,325件)
- ・小口輸入セミナーについては、15年度 1,601名(14年度 1,055名)

モニタリング方法

- ・小口セミナーへの来場者を対象にセミナーに対する評価等についてアンケートを行うとともに開催件数、来場者数等活動状況についてもモニタリングを行う。
- ・相談コーナー、セミナーへの来場者、当該分野に関連する企業にアンケートを行う。

目標達成時期; 平成18年度

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	事業実施主体	主な対象者	
平成14年度	平成18年度	(財)対日貿易投資交流促進協会	輸入業者、消費者	
H17FY要求額	H16FY予算額	H15FY予算額	総予算額	総執行額
58,294[千円]	58,294[千円]	67,355[千円]	183,943 [千円]	125,649[千円]

予算費目名：

- (項) 経済産業本省
- (大事項) 貿易の円滑化等に必要な経費
- (中事項) 特別総合製品輸入拡充強化
- (目) 海外経済交流等事業費補助金
- (目細) 対日貿易円滑化事業費補助金

【輸出管理】

(3) 中小企業海外輸出管理制度整備支援情報提供事業(予算:補助事業)

説明;

担当課:安全保障貿易管理課

1) アジア輸出管理アウトリーチ

アジア諸国のうち、国内輸出管理制度及びその運用等に関する類似の課題(中継貿易、汎用品貿易など)について事前に調査・分析の上、当該国・地域の輸出管理当局の政策担当者に対してセミナーを開催し、当該課題に関する情報提供・意見交換を行う。

例えば、中継貿易に係る輸出管理の課題に関して議論を行うためのセミナーを開催する。同様の課題を有する国・地域等の政策担当者を招聘し、これらの国々に共通する課題を抽出し、意見交換を行う。

併せて当該国・地域の輸出管理当局と協力し、現地の輸出企業に対し、輸出管理の重要性について説明会を開催し、普及啓蒙を行う。

2) アジア輸出管理セミナー

アジア諸国より輸出管理当局の政策担当者を我が国に招聘し、輸出管理全般に関する情報提供、意見交換を行うためのセミナーを開催。欧米の輸出管理先進国の協力を得、エンドユーザ規制やエンフォースメント等輸出管理政策全般のテーマに関する情報提供及び意見交換を行い、1)輸出管理アウトリーチと併せて、アジア地域における実効ある輸出管理政策の実現を図る。

3) アジア輸出管理担当者研修

アジア諸国より輸出管理当局の実務担当者を招聘し、輸出審査、執行の運用等、輸出管理実務に関する研修を行う(1か月程度)。

目標(目指す結果、効果)；

- ・アジア地域において我が国と同水準の厳格な輸出管理制度の整備及びその運用が実現すること。
- ・厳格な輸出管理による大量破壊兵器の不拡散や通常兵器の過度の蓄積防止。

指標；

- ・アジア諸国における輸出管理体制(法制度を含む。)の整備状況
- ・アジア諸国の輸出管理関係者のセミナー等への参加者数 (目標;100名以上/年)
- ・参加者の評価、理解度
- ・現地企業を対象とする説明会の開催件数、参加者数

モニタリング方法； 上記1)アジア輸出管理アウトリーチにおける現地の輸出管理制度及びその運用状況等に関する事前の調査・分析、

- ・セミナー・説明会・研修会開催後の結果報告書
- ・各種セミナー・研修の参加者に対するアンケート調査

目標達成時期； 平成19年度

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連

- 「特殊法人整理合理化計画」での指摘事項；

客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

- 指摘事項を踏まえた実施の方向性

経済社会情勢の変化等を踏まえ、適切な外部評価のあり方を検討するとともに、設定した評価指標に基づき平成17年度に事業の中間見直しを実施する。なお要すれば評価指標についても見直しを実施する。また、国民への当該評価の提供手法についても検討を行う。

< 予算額等 >				
開始年度 平成15年度	終了年度 平成19年度	事業実施主体 日本貿易振興機構	主な対象者 アジア諸国の輸出管理関係者	
H17FY予算額 34,894[千円]	H16FY予算額 34,927[千円]	H15FY予算額 37,702[千円]	総予算額 37,702[千円]	総執行額 31,042 [千円]
予算費目名: < 一般会計 > (組織) 中小企業庁 (項) 中小企業対策費 (目) 中小企業連携・技術等支援事業費補助金 (目細) 中小企業海外展開等支援事業費補助金のうち 中小企業企業情報提供事業のうち中小企業海外輸出管理制度整備支援情報提供事業				
4. 有効性、効率性等の評価 (○手段の適正性、○効果とコストに関する分析(効率性)(○特別要求などについては、民間需要創出効果、雇用創出効果)、○受益者負担)				
(0) 施策全体 【輸出振興】 業界団体中心の支援から個別企業への支援とシフトすることにより、個別企業のニーズにきめ細かく対応した事業を展開している。また展示会出展支援事業とコーディネーターリテイン事業を組み合わせ実施する等複合的に企業の支援を行い、事業の効率化を図る。 【輸入円滑化】 展示会・商談会、セミナーの開催により輸入促進の成果は上がっている。また、地域輸入促進事業においては、外国貨物の流通円滑化に寄与したのみならず、地域における関連企業の集積が図られている。各輸入促進事業においても事業の抜本的見直し、経費節約が行われている。 【輸出管理】 アジア地域の政策担当者及び現地企業を対象とし、輸出管理の重要性等を啓蒙するためのセミナー及び研修を実施し、アジア地域全体の輸出管理の制度の整備及び実施体制の強化を促すことにより、我が国中小企業のアジア展開のリスクの軽減が図られる。 輸出管理情報提供手段及び意見交換、並びに輸出管理実務の強化のためには、情報提供のためのセミナー及び実務者を対象とした研修を実施することが最も効率的である。				
【輸出振興】 (1) 中小企業等の輸出支援(予算:補助事業) 手段の適正性; 本事業は、我が国中小企業の海外への販路開拓を促進するため、輸出相談に関する情報収集・提供、海外展示会への参加及び商談サポート等、ビジネス活動の各段階での企業ニーズに即した支援を行うものであり、独立行政法人日本貿易振興機構が有する国内外ネットワークやノウハウ等を活用することによって、迅速かつ的確な事業の実施が可能である。 効果とコストの関係に関する分析(効率性); (コスト)決算額 184,698千円				

(効果)商談件数約25,000件、展示会・商談会参加者数約280万人、展示会・商談会出展者数470人、また、顧客満足度調査による上位評価を得ている割合が全体の92%となっていることに鑑みれば、事業の効果は高いものとする。

適切な受益者負担;

展示会、見本市への出品及び企業からの受託調査については、受益者に一定の負担を求めて行っている。

【輸入円滑化】

(2 - 1) 地域輸入促進事業 (FAZ)

手段の適正性

・FAZ地域においては、施設整備(=ハード)がほぼ終了し、施設を有効に活用した地域国際化の実現(=ソフト)段階にある。FAZ制度による物流ターミナルや貿易関連支援施設等の輸入促進基盤施設の整備を通じて、特定の大港湾、空港に集中していた輸入貨物の地方分散が実現している。また、特定集積地区に関しても、事業者の集積が図られるなど、一定の効果が現れ始めてきている。

効果とコストとの関係に関する分析

(コスト) 2,237百万円 (総執行額)

(効果)

・定性的効果:FAZ補助金を活用したミッションの受入れや海外シンポジウムの開催を通じた国際経済交流の促進、展示商談会の開催による輸入機会の発現や継続的な取引の発生、ビジネスサポートセンターに入居した外国系企業がFAZ地域内に対日投資活動の拠点を置く(15年度入居企業9社、拠点を置いた企業1社、予定1社(14年度入居企業9社、拠点を置いた企業2社))といった事例が出ており、地方や中小企業にとって海外からの情報収集・提供やビジネス展開の国際的な広がりなどの効果が現れている。

・定量的効果(15年度実績及びその後の()内は平成14年度の実績)

○輸入品展示商談会事業

(コスト) 0.5億円 (0.7億円)

(効果) 5地域(5地域)で実施

入場者数 6.8万人(12万人)、商談件数4,523件(13,648件)、

成約件数 1,090件(3,316件)、成約金額 19.4億円(27.6億円)

○ミッション受入れ等支援事業

(コスト) 0.6億円 (0.8億円)

(効果) 1地域(1地域)で実施

常設展示入場者数 約8万人(約14万人)、商談件数 4,085件(1,114件)

成約件数 2,080件(553件)、成約金額 3.5億円(2.4億円)

適切な受益者負担

輸入促進は本来国が行う施策であるが、地域輸入促進計画は地方自治体で作成した計画に対し、国が同意したものであること、補助事業は地域の活性化、国際化に資するものであることから、地方自治体が行う事業の内1/2は受益者たる自治体が負担しており、受益者負担

の観点からも適切。

(2-2)地域の国際化による地域経済活性化の支援事業(予算:補助事業)

手段の適正性;

国内ベンチャー企業の国際化及び地域の国際化支援に関しては、長年、産業交流事業に携わってきたジェトロのノウハウと国内外ネットワークを活用するとともに、地方自治体等とも協力を図ることにより、効果的に事業の実施が可能であると考えられる。

効果とコストとの関係に関する分析(効率性);

(コスト)決算額 564,114千円

(効果)セミナー・シンポジウム等参加者数約9,300名、展示会・商談会参加者数約15万人、また、顧客満足度調査において上位評価を得ている割合が94%に達していることに鑑みれば、本事業の効果は高いものとする。

適切な受益者負担;

Local to Local事業では、地方自治体等の費用負担を求めながら事業を行っているほか、ベンチャー国際化支援ネットワーク事業においても受益者の負担を求めて行っている。

(2-3)対日貿易円滑化事業

○情報センター運営費

手段の適正性

- ・来場者数、相談件数等を勘案すると、情報センターに対する需要は高い。
- ・首都圏の中心部にある対日貿易円滑化に関する情報センターの評価は高い。
- ・従来の展示場運営については厳しく見直しを進め、専門展示会や一般展示会の利用に供していた500㎡と264㎡(2タイプ)の展示場の借り上げを廃止する。常設の情報センターのスペースは継続して借り上げる。

効果とコストとの関係に関する分析

(コスト) 114百万円(平成16年度予算額)

(効果)

- ・情報センターへの来場者数や相談件数の目標達成度合等を勘案すると事業の成果は上がっているものと考えられる。
- ・海外の優れた製品の紹介・展示により海外の新製品の輸入が増加し、民間需要の創出効果が期待される。
- ・輸入製品を活用した新規創業者にビジネスチャンスを与える可能性が大きい。

適切な受益者負担

- ・国庫から補助を受けて情報センターのスペースを借り上げている。

○情報提供事業

手段の適正性

- ・印刷物、セミナーによる広報に加え、平成11年10月に開設したインターネットウェブサイト及びメールマガジンの発信により、より広範に情報提供を行うとともに経費節約に努めている。

効果とコストとの関係に関する分析

(コスト) 58百万円 (平成16年度予算額)

(効果)

- ・相談コーナー、セミナーへの来場者の評価を勘案すると事業の成果は上がっているものと考えられる。また、国内関係団体のみならず外国大使館からも共同でのセミナーの開催依頼があるなど波及的な効果が上がっている。
- ・費用対効果の分析手法については、今後さらに検討していきたい。
- ・福祉関連製品等に関する輸入ビジネス等は、今後我が国社会の高齢化の進展に対応できるビジネスとして伸びる可能性が高い。また、小口輸入については、新規創業予定者に一つの輸入手法を提供するもので、ビジネスチャンスを与えるものである。
- ・相談コーナーにおける来場者・相談者数も増加しており、また、日本各地及び各団体からの小口輸入セミナー開催要請も増加している。

適切な受益者負担

- ・資料等のコピー代及び郵送料は、受益者負担としている。

【輸出管理】

(3) 中小企業海外輸出管理制度整備支援情報提供事業(予算：補助事業)

手段の適正性

アジア諸国が厳格な輸出管理体制の整備をするためには、まず当該諸国自らがその重要性を認識する必要がある。しかしながら、国際的な輸出管理レジームに参加していないアジア諸国にとって、国際的な輸出管理の動向に関する最新情報を入手し、これらの情報を基に議論を行う機会が乏しいため、その重要性の認識が必ずしも十分ではない。

従って、そのような情報を提供等することが必要であるが、そのための手段としては、アジア諸国の輸出管理担当者、並びに我が国及び欧米といった輸出管理に関し先進的な取り組みを行っている国の担当者が一同に会し、直接、双方向に議論・情報交換を行うことができるセミナー形式を採ることが最適である。

セミナー形式による輸出管理に関する全般的な情報提供等に加え、重層的に、アジア諸国の輸出管理関係者に対し輸出管理体制の重要性の認識、及び体制整備の促進を図るものとしてアウトリーチ活動及び実務者研修を行う。アウトリーチ活動については、現地の担当者及び企業と、当該国・地域固有の輸出管理に係る課題について深掘りした情報交換、意見交換が求められるため、現地におけるセミナーの開催が有効である。また、実務担当者に対しては、輸出管理先進国である我が国にアジア諸国の輸出管理実務者を招聘し、輸出審査方法、執行方法等の実務面に関し現場等において、また我が国の実務担当者を通じて、研修を行うことが有効である。

効果とコストとの関係に関する分析

(コスト) 34,894千円 (17年度要求額)

(効果) 平成5年度より実施し、平成14年度に終期を迎えた海外産業事情等調査委託費においては、アジア輸出管理セミナー(アジアの15国・地域の参加)、アジア輸出管理説明会(現地日系企業に説明)を実施し、韓国のMTCR(ミサイルに係る輸出管理レジーム)への参加、シンガポールにおける輸出管理制度強化等、一定の成果がみられた。

一方で、アジア地域において輸出管理政策の厳格な実施を効果的に実現するため、従来に増してアジア地域に直接出向き、現地において輸出管理当局、現地企業に対し働きかける必要がある。このため、アジア輸出管理アウトリーチの実施や、担当者研修の拡充等、

アジア輸出管理政策に対する我が国の施策の抜本的拡充を図る。

5. 有識者、ユーザー等の各種意見（○各種政府決定等との関係、○会計検査院による指摘、総務省による行政評価、行政監察及び国会による警告決議等の状況を含む。）

【輸出振興】

(1) 中小企業等の輸出支援(予算:補助事業)

- ・海外見本市に参加した日本企業から、「自社製品の市場性を確認できた。また制度的問題点の調査ができ、解決の糸口を得ることができた。」とのコメントを得た。
(2003年6月、出展企業)
- ・海外見本市に参加した日本企業から、「単独一社では難しい問題をスムーズに対応してもらい新たな販路の開拓に対しての支援に感謝している。」とのコメントを得た。
(2003年9月、出展企業)
- ・海外見本市に参加した日本企業から、「海外見本市への出展を効率よく進められた。」とのコメントを得た。(2003年10月、出展企業)
- ・海外見本市に参加した日本企業から、「ジャパンプースの統一装飾により、単独出展より効果が高かった。」とのコメントを得た。(2003年11月、出展企業)
- ・海外見本市に参加した日本企業から、「一貫したサポート(展示会準備・当日応援)によりスムーズに展示会が出来た。」とのコメントを得た。(2004年1月、出展企業)
- ・地場企業の輸出可能性を高めるために、地域巡回による潜在的な案件の発掘、既存の輸出スキームに繋げるような各種支援策を検討して欲しい。(2004年、地方自治体)

【輸入円滑化】

(2-1) 地域輸入促進事業(FAZ)

○総務省の政策評価

- ・既存のFAZ施設へ新たに入居した事業者数について、賃貸型の施設の入居率が概ね8～9割に昇るほか、18FAZ地域のうち12FAZ地域で非FAZ地域より事業者が多く集積している。また、この12FAZ地域の輸入の伸びは、非FAZ地域より上回っていることから、本政策の実施に伴う作用が及んでいるとみられるものは、18FAZ地域中12FAZ地域である。

しかし、地域輸入促進政策において、輸入の効果的促進が期待できる港湾・空港は、ほぼFAZ地域として同意(承認)されており、また、近年の経済状況の下で本政策の想定する形で事業者の集積による輸入の促進効果が発現するのが困難な地域もみられ、今後新たにFAZ施設の整備が行われても、それが十分な事業者の集積をもたらすことが必ずしも期待できる状況にはない。

このため、本政策については、新たなFAZ地域の設定に係る主務大臣の同意については、上記の状況等を踏まえ慎重に対応すること、また、既存地域に係る新たなFAZ施設の整備への支援については、その効果が明らかに認められるものに限定することが課題である。

○FAZ地域からの実績報告

- ・日本ではあまり紹介されていない欧米の知育玩具や体育遊具を常設展示し、来場者が実際に遊具・玩具を体験することによって、欧米製品の特性を実感できる体験型の会場運営を

行った結果、活発な商談が行われた(ミッション受入れ事業:北九州市)。

- ・輸入展示商談会の出展外国企業と日本企業が互いに生産現場の視察を行うなど具体的な商談が行われた。(輸入展示商談会事業:山口県)。
- ・外国系企業のFAZ地域への進出を促進させるため、FAZ地域立地への足掛かりとしてビジネス・サポート・センター(BSC)を設置したことにより、入居企業が府内企業とのビジネスチャンスを創出することが可能となり、BSC入居期間終了後、FAZ地域への本格的な進出に繋がることが期待できる(外国事業者支援事業:大阪府)。

(2 - 2)地域の国際化による地域経済活性化の支援事業(予算:補助事業)

- ・海外のベンチャー企業と商談をする機会を持てたため満足。
(2004年1月、国際テクノビジネスフォーラム参加中小企業)
- ・地域交流を目的に具体的な案件をもっている機関には大変有益。(LL事業参加団体)
- ・交流先との緊密な交流を実現および継続できた。今後は交流で得られたノウハウを活かしていきたい。(LL事業参加自治体)
- ・地域経済活性化の事業展開が、計画的かつ効率的に推進できた。交流による副次的な効果として今まで無かった国内における産学官のネットワークづくりができ、さらに強化できた。(LL事業参加自治体)

(2 - 3)対日貿易円滑化事業

○情報センター運営費

情報センターは、首都圏の中心部にあり、海外の優れた製品の紹介・展示により輸入が増加し、民間需要の創出効果が期待される。また、輸入製品を活用した新規創業者にビジネスチャンスを与える可能性が大きく、情報センターに対する需要は高い。

○情報提供事業

- ・実際に小口輸入をしている具体例に接し、知的財産権問題等、知識を広げるのに有意義で得るところが大きい。小口輸入を実際に扱ってみたい(小口輸入セミナー参加者)。
- ・小口輸入の基本的ポイントを押えることができ、実務に役立った。(小口輸入セミナー参加者)
- ・実際に小口輸入をしている方の事例はとても参考になった。(小口輸入セミナー参加者)
- ・輸入福祉用品の情報により輸入を開始、順調に売上も伸び、業界で話題になっている。(福祉用品輸入業者)
- ・自国福祉関連企業の日本市場参入希望商品の情報配布をミプロに依頼し、日本のユーザーや業者に紹介する機会ができた。(某国大使館員)
- ・輸入福祉セミナーやミプロの発行資料、HPによる情報提供は、海外の福祉用品の紹介のみならず、その国々の福祉の考え方や、ライフスタイル、福祉制度・サービスなど、総合的・質の高い情報が提供されている。(福祉用品セミナー参加者)
- ・輸入福祉用品の情報は質が高く、役に立つ。(福祉用品相談者)

【輸出管理】

(3) アジア輸出管理強化イニシアチブ

- ・平成5年度以降これまで12回開催したアジア輸出管理セミナーにおいては、アジアからの参加国及び協力国である米英豪等より我が国のアジア地域における主体的な輸出管理政策の普及啓蒙の努力とその実績について高い評価を得ている。
- ・アジアの参加国より、自国における輸出管理アウトリーチを実施して欲しい旨具体的な要望があった。

< 参考 > これまでに終了・施策替えした事業概要(説明、目標、指標、達成時期、外部要因など)

(1) 貿易手続電子化支援事業(予算:委託事業)

説明; TEDIと国内外の貿易関連行政手続のためのシステムとの連携の用に供するソフトウェアを開発する事業を民間団体に委託する。

具体的には、国内及びアジア諸国等の企業によるTEDIの利用を促進するため、以下を実施する。

- 1)我が国との貿易取引が多く、かつITの基盤があり政府申請用システムが一定程度稼働している国又は地域において、TEDIと対政府手続EDIとの連携の用に供するシステムを開発する。
- 2)TEDIとNACCS(通関情報処理システム)等の連携の用に供するシステムを開発する。

目標達成度;既に我が国において開発された貿易金融EDI(TEDI)システムと、海外貿易関連行政手続システムとの連携ソフトウェア、国内貿易関連行政手続システムであるNACCSとの連携ソフトウェアを開発し、より総合的な連携が可能となることが確認された。

指標;

- ・アジア諸国間等(含む日本)の貿易手続でTEDIを通じて行われた件数
(平成15年度実績:3900件(年間) / 14年度実績:200件 / 13年度実績:60件)
- ・TEDIと連携したアジア諸国等の対政府手続システムの数
(平成15年度実績:7件(累計) / 14年度実績:4件 / 13年度実績:2件)
- ・TEDIと連携した国内貿易関連行政手続システムの数
(平成15年度実績:1件(年間) / 平成15年度から新規の事業内容につき実績なし)
- ・アジア地域(含む日本)におけるTEDIユーザー数
(平成15年度実績:21社(年間) / 14年度実績:31社 / 13年度実績:23社)

目標達成時期; 平成15年度

(2) TEDIと企業間の手続の用に供するシステムの連携に関する実証実験 (予算:委託事業)

目標; TEDIと各システムの連携を行うための条件を整備するとともに、連携の用に供するソフトウェアの開発等に関するリスクを軽減することにより、システム間の連携を容易にし、もって貿易に関連する一連の手続に関する企業の負担を軽減する。

目標達成度; 本事業で開発されたソフトウェア等を使用し、インターネットを通じて貿易関連文書を企業間で送達処理することにより、業務効率改善が実現できることが本実証実験を通じて検証され、一連の手続に関する企業の負担軽減に寄与することが確認された。

指標; (平成14年度末実績調査)

- ・民間企業の契約、商流、物流、決済に至る貿易に関連する一連の手続で、TEDIを通じて

行われたものの件数 (14年度実績:200件(年間) / 目標:600件)

・TEDIと連携した企業間の手続の用に供するシステムの数 (14年度実績:2件(年間) / 目標:1件)

・民間企業における貿易に関連する一連の手続の効率化の程度

インターネットを通じて貿易関連文書を企業間で送達処理することにより、最大40%の業務効率改善が実現できることが検証された。

目標達成時期; 平成14年度

(3) TEDIと行政手続の用に供するシステムの連携に関する調査研究(予算: 委託事業)

目標; TEDIとNACCS等の連携については、e-Japan重点計画において平成15年度までの実現を予定している輸出入手続の電子化の一環として検討することとされているところこれに適切に対応する。

目標達成度; TEDIと国内貿易関連行政手続システム(NACCS等)との連携については、本事業の成果をもとに「貿易手続電子化支援事業」において実施することとなっており、e-Japan重点計画に適切な対応が可能となっている。

指標;

・TEDIと連携する対政府手続用EDIシステムの調査数 (14年度実績:7件(年間) / 目標:3件)

目標達成時期; 平成14年度

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	事業実施主体	主な対象者
平成13年度	平成15年度	システム開発会社	貿易に関する事業者
総予算額		総執行額	
645,000 [千円]		622,089 [千円]	

予算費目名: 一般

(項)情報処理振興対策費

(大事項)情報処理の振興対策に必要な経費

(中事項)貿易電子化推進事業

(目)情報処理システム開発等委託費

(目細)情報化推進基盤整備委託費

(4)対日アクセス促進融資(輸入品の拡大事業部分に限る)(日本政策投資銀行)(財投)

説明; 外国企業及び外資系企業の対内直接投資を促進し、又は外国製品等の輸入を促進することにより、我が国経済の高度化・活性化、消費利益の増大、良好な対外経済関係の形成等を図ることが期待される事業に対し、低利融資を行う。

上記融資のうち、外国製品等の輸入を促進することにより、我が国経済の高度化・活性化、消費者利益の増大、良好な対外経済関係の形成等を図ることが期待される事業については平成15年度をもって廃止。

目標; 外資系企業の資金調達の困難さの緩和

指標; 総融資額及び融資件数(14年度:37億円、6件)

目標達成時期; 平成15年度

< 融資割合等 >				
金融機関名	開始年度	融資割合	融資限度額	主な対象者
日本政策投資銀行	昭和59年度	50[%]	経済構造改革 枠2,288億円 の内数	民間企業等
貸付利率		貸付期間	総融資額	総融資件数
政策金利 平成14年度まで対日アクセス 特利		-	- [億円]	-
注釈：15年度事前評価書において、“(1-4)対日アクセス促進融資(日本政策投資銀行)(財投)再掲(投資振興施策を参照)”として掲載されていた融資制度のうち、貿易振興に係る上記の事業は平成15年度をもって廃止。				
(5) 貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)の運用 説明； JETRASは、外為法に基づく輸出入許可及び承認について申請から審査、通関申告迄の手続を電子化したシステムであり、以下のようなシステムの運用及び改変を行っていく。 1)セキュリティ機能の向上、システムトラブルの迅速な対応等の安定的な運用・サービスを継続して実施する。 2)ユーザインターフェイスを高度化し、申請者等の利便性を向上するためのシステム改良を行う。 3)制度改正等に伴う申請様式変更や処理手続きの変更等に対するシステム変更を迅速かつ的確に行う。 注釈：本事業は、平成16年度事前評価書から、「電子経済産業省の実現」施策に移行。				
(6) 貿易管理における企業確認等システム開発事業(予算:委託事業) 説明； JETRASは、電子申請システムとしては他の制度に先駆けて開発されたため、独自の認証方式を採用し、現在、本人(企業等)確認に必要な電子鍵は、申請者からの事前届け出を審査した上で貿易管理課自らが発行しているが、不適切なアクセスが多様化しており、そのための防御レベルの向上を図る。 注釈：本事業は、平成16年度事前評価書から、「電子経済産業省の実現」施策に移行。				
(7) 対日ビジネス事業 説明； 我が国企業の国際化推進、国民生活の質的向上、我が国の経済構造改革促進及び良好な対外経済関係の形成を図るため、優れた外国製品(部品)の我が国市場への紹介、貿易環境整備のための調査等を日本貿易振興機構で行う(補助率:100%)。 注釈：日本貿易振興機構事業費補助金は交付金に移行。 中小企業海外展開等支援事業費のうち中小企業国際化対策海外調査・情報提供事業				

費のうち中小企業貿易促進基礎情報提供事業費、中小企業貿易アドバイザー事業費は「通商円滑化」(調査研究・情報提供事業)に移行。

(8)地域輸入促進事業(FAZ)に関する税・財政上の措置 (貿易振興課)

○特別償却、特別土地保有税の非課税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税に伴う減収補填措置

説明； FAZ地域に設定された特定集積地区内に立地する輸入関連事業者の設備投資等に関する初期負担軽減を図る。

- ・輸入関連事業用資産の特別償却制度； 特別償却率：建物10% 機械・装置20%
- ・輸入関連事業者が整備する一定の施設の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置
- ・輸入関連事業者が整備した一定の施設について、減収補てん省令に定める財政力指数を下回る地方公共団体が条例に基づいて不動産取得税及び固定資産税の不均一課税を行った場合、これによる減収分を地方交付税交付金により補填する措置。

目標； 特定集積地区内への輸入関連事業者の集積を増加させる。

指標； 特定集積地区内へ進出した輸入関連事業者数 53社 (平成15年度末)

目標達成時期； 平成15年度

< 税目等 >

税目	制度創設年度	適用期限	減税見込額(15年度)
所得税 (特別償却)	平成8年度	平成16年3月末	100 [百万円]
特別土地保有税 の非課税措置	平成8年度	平成18年3月末	93 [百万円]
不動産取得税及び固定資産税 (減収補填措置)	平成4年度	平成16年3月31日までに同意を受けた変更計画の公表日より5年を経過する日まで	24 [百万円] (補填見込額 20[百万円])

注釈：平成16年度税制改正において、特別償却制度は適用期限をもって、特別土地保有税の非課税措置は徴収猶予の適用期限(平成18年3月31日)をもって、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税に伴う減収補填措置はその適用期限をもって、それぞれ廃止。